

桜ヶ丘駅前居宅介護支援事業所（居宅介護支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 桜ヶ丘駅前居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、高齢者等に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、高齢者等の意思及び人格を尊重し、常に高齢者等の立場に立って、また高齢者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、高齢者等の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、実施に当たっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を公平中立に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 桜ヶ丘駅前居宅介護支援事業所
- 2 所在地 神奈川県大和市福田1-9-4
ライオンズマンション桜ヶ丘駅前103号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
資格（主任介護支援専門員）
管理者は、介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 4名（常勤専従） 3名以上
（常勤兼務） 1名
（非常勤専従） 0名
（非常勤兼務） 0名

介護支援専門員等は居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とし、祝日も営業する。（但し、1月1日～3日は除く）

- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
(但し、早朝・夜間については、事前に相談予約の上実施する。)
- 3 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容等)

第6条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、高齢者等の意思及び人格を尊重し、保健・医療・福祉サービス等のサービス事業者との連携を総合的かつ効果的に行い利用者の立場に立って適切なサービスの提供ができるよう努める。その内容は次のとおりとする。

- (1) 課題分析標準項目（23項目）を使用し自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題の把握
 - (2) 居宅サービス計画の作成
利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする
 - (3) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
 - (4) 利用者等への情報提供（指定居宅サービス事業者の名簿・サービス内容・利用料金等）
 - (5) サービス担当者会議の開催又は居宅介護サービス等の担当者に対する照会
 - (6) 介護保険施設への紹介その他の便宜
 - (7) 介護保険認定申請の代行及び援助
 - (8) 介護保険認定訪問調査員としての業務
- 2 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅・医療機関又は事業所の相談スペースにおいて、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

(利用料、その他費用の額)

第7条（当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである場合を除き）厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 第8条の通常事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1に定める額を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大和市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員は、居宅介護支援実施中に、高齢者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第10条 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

担当 居宅介護支援事業所 管理者 電話 046-244-0013

敬愛会 法人事務局 電話 046-267-1210

受付時間 月曜日から日曜日 9時00分～17時00分

2 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができる。

大和市介護保険課 電話 046-260-5170

神奈川県国民健康保険連合会 電話 045-329-3447

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、サービス提供に際して怪我等の事故があった場合には、医師や家族への連絡及び保険者への報告、その他適切な措置を迅速に行う。

2 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。ただし、事業所の故意又は過失によらない時はその限りではない。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

(秘密保持)

第16条 事業所は、業務上知り得た高齢者等及びその家族の秘密を保持する。又、介護支援専門員及び職員（以下「介護支援専門員等」という。）であった

者に、業務上知り得た高齢者等及びその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3か月以内

(2) 繼続研修 年 3回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬愛会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

3 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供了した日から最低 5 年間は保存するものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日改定

別表1（本人負担について）

利用者別	要介護認定を受けている方	要介護認定を受けていない方
金額	無料 (介護保険法定代理 受領サービス)	厚生労働大臣の定める 基準の全額
交通費	通常の事業実施地域を超えてから片道1km増すごとに 20円を加算する。	